

八尾市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市国民保護協議会条例（平成17年八尾市条例第23号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、八尾市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 条例第4条第1項に基づき協議会の会議を招集する場合は、委員に対し、会議の日時、場所及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

(会議の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ず協議会の会議に出席できない場合は、委員の属する機関のうちから当該委員が指名する者をもって代理出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

(会長の職務代理)

第4条 条例第3条に規定する会長があらかじめ指名する委員は、副市長とし、その順序は八尾市副市長事務分担規則（昭和52年八尾市規則第50号）第2条に掲げる副市長の順序とする。

(会議の公開)

第5条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、必要があるときは、会長が協議会に諮って、公開しないことができる。

(幹事会)

第6条 条例第5条に規定する幹事の任期は、2年とする。ただし、補欠の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長は、必要に応じ、幹事の会議（以下「幹事会」という。）を招集することができる。

3 幹事会の議長は、幹事のうちから会長があらかじめ指名する者をもって充てる。

4 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ開くことができない。

(会議の記録)

第7条 協議会の会議、幹事会及び部会の会議の状況は、その概要を記録し保存しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、危機管理課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。